

財産及び債務の状況(平成14年度末現在)

1. 公有財産
土地及び建物

(単位: m²)

		土 地				建 物				
		観音寺市	大野原町	豊 浜 町	合 計	観音寺市	大野原町	豊 浜 町	合 計	
行政財産	公用財産	本庁舎	9,762	3,481	7,669	20,912	5,405	2,483	2,056	9,944
		連絡所								
		消防施設	957	1,061	887	2,905	1,604	691	849	3,144
		その他	144,941	16,727	6,037	167,705	43,737	9,783		53,520
	計	155,660	21,269	14,593	191,522	50,746	12,957	2,905	66,608	
	公共用財産	学 校	191,257	86,110	64,915	342,282	70,859	24,300	21,164	116,323
		公営住宅	73,086	9,834	15,584	98,504	37,750	2,447	6,569	46,766
		公園・広場	22,189	109,966	16,426	148,581		969	88	1,057
		その他	1,106,709	61,951	414,513	1,583,173	24,345	5,064	13,574	42,983
	計	1,393,241	267,861	511,438	2,172,540	132,954	32,780	41,395	207,129	
行政財産 計		1,548,901	289,130	526,031	2,364,062	183,700	45,737	44,300	273,737	
普通財産	山 林	3,196,595	778,676	1,248,149	5,223,420					
	その他	291,727	69,671	68,179	429,577	3,680	36		3,716	
	普通財産 計	3,488,322	848,347	1,316,328	5,652,997	3,680	36		3,716	
財産 計		5,037,223	1,137,477	1,842,359	8,017,059	187,380	45,773	44,300	277,453	

(平成14年度 「財産に関する調査」)

2. 物品 自動車

(単位:台)

	観音寺市	大野原町	豊浜町	計
普通乗用車	2	1	2	5
普通貨物車	2	2		4
小型乗用車	7	2	3	12
小型貨物車	23	3	4	30
軽乗用車	1	10	2	13
軽貨物車	32	11	9	52
消防車	14	9	5	28
小型ポンプ積載車				
バス	1	6	2	9
ごみ収集車	14		3	17
その他	9		5	14
合 計	105	44	35	184

(平成14年度 「財産に関する調書」)

3. 債権

(1) 有価証券

(単位:千円)

	観音寺市	大野原町	豊浜町	計
株券等	0	0	0	0

(平成14年度 「財産に関する調書」)

(2) 出資による権利

(単位:千円)

	観音寺市	大野原町	豊浜町	計
出資金	283,060	228,859	76,653	588,572
出捐金	112,458	17,266	9,814	139,538
拠出金		4,531	4,778	9,309
合 計	395,518	250,656	91,245	737,419

(平成14年度 「財産に関する調書」)

4. 基金

(単位:千円)

観音寺市		大野原町		豊浜町	
一般会計	3,233,443	一般会計	1,170,710	一般会計	2,650,892
財政調整基金	1,300,251	財政調整基金	805,174	財政調整基金	1,584,227
減債基金	583,971	減債基金	161,331	減債基金	167,718
地域福祉基金	355,000	ふるさと創生基金	59,901	庁舎改築整備基金	50,000
文化振興基金	27,960	地域振興基金	48,724	地域振興基金	80,261
ふるさと創生基金	100,000	地域福祉基金	15,974	教育振興基金	28,532
職員退職手当基金	451,004	中山間ふるさと・水と土保全対策基金	10,401	文教施設整備基金	250,730
土地取得基金	415,257	国営農地防災償還基金	49,182	地域づくり推進基金	386,767
		学校施設整備基金	20,023	土地開発基金	96,961
				用品調達基金	400
				厚生資金	1,000
				育英資金	4,296
特別会計	836,538	特別会計	309,120	特別会計	239,700
競輪場施設改善等基金	200,086	国民健康保険財政調整基金	154,677	国民健康保険財政調整基金	239,700
国民健康保険財政調整基金	478,866	高額医療費貸付基金	541		
介護保険介護給付費準備基金	157,586	介護保険介護給付費準備基金	16,691		
		田野々地区簡易水道財政調整基金	6,960		
		土地開発基金	100,000		
		健康交流施設「おおのはら」管理整備基金	30,251		
基金合計	4,069,981	基金合計	1,479,830	基金合計	2,890,592

1市2町合計 8,440,403

(平成14年度「財産に関する調査」)

5. 債務

(1) 地方債(特定資金公共投資事業債は除く)・地方公営企業債残高

(単位:千円)

観音寺市		大野原町		豊浜町	
普通会計	14,170,383	普通会計	4,423,710	普通会計	2,615,710
一般公共事業債	1,593,815	一般公共事業債	59,440	一般公共事業債	431,437
一般単独事業債	3,846,337	一般単独事業債	1,516,499	一般単独事業債	1,170,842
公営住宅建設事業債	953,578	公営住宅建設事業債	601,450	公営住宅建設事業債	274,994
義務教育施設整備債	722,375	義務教育施設整備債	671,159	義務教育施設整備債	83,422
辺地対策事業債		辺地対策事業債	21,746	厚生福祉施設整備事業債	64,885
一般廃棄物処理事業債	932,372	一般廃棄物処理事業債	390,571	社会福祉施設整備事業債	20,000
厚生福祉施設整備事業債	676,868	厚生福祉施設整備事業債	54,625	災害復旧事業債	794
地域改善対策事業債	58,016	災害復旧事業債	3,649	財源対策債	12,091
災害復旧事業債	22,041	財源対策債	313,134	臨時財政特例債	2,371
財源対策債	570,197	臨時財政特例債	69,451	臨時財政対策債	210,000
減収補てん債	353,226	臨時財政対策債	261,500	減税補てん債	256,211
臨時財政特例債	317,431	公共事業等臨時特例債	1,155	臨時税収補てん債	46,796
臨時財政対策債	620,700	減税補てん債	227,984	調整債	9,593
公共事業等臨時特例債	26,890	調整債	27,328	県貸付金	32,274
減税補てん債	1,288,788	県貸付金	70,466		
臨時税収補てん債	284,635	その他	133,553		
調整債	83,994				
県貸付金	1,819,120				
地方公営企業	13,898,644	地方公営企業	1,450,760	地方公営企業	2,580,019
航路事業	158,963	農業集落排水施設事業	148,100	農業集落排水施設事業	285,682
公共下水道事業	9,283,574	簡易水道事業	12,273	介護老人保健施設事業	1,323,729
産業団地造成事業	2,400,000	水道事業	1,290,387	箕浦地区埋築事業	92,062
水道事業	2,056,107			水道事業	878,546
合計	28,069,027	合計	5,874,470	合計	5,195,729

1 市 2 町 合計 39,139,226

(2) 債務負担行為額

(平成14年度地方財政状況調査)
(平成14年度地方公営企業決算状況調査)

観音寺市		大野原町		豊浜町	
債務負担行為限度額	447,126	債務負担行為限度額	390,952	債務負担行為限度額	
平成14年度支出額		平成14年度支出額		平成14年度支出額	
合計	447,126	合計	390,952	合計	

1 市 2 町 合計 838,078

6. 財産区の財産

(平成14年度地方財政状況調査)

観音寺市		大野原町		豊浜町	
名称	土地(km ²)				
一ノ谷財産区	0.85				
粟井財産区	1.07				
豊田財産区	0.91				
財産区 計	2.83				

大野原町、豊浜町には、財産区は設置されていない。

参考条文 地方自治法（抜粋）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務

大臣に届け出なければならない。

4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

不動産

船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

前2号に掲げる不動産及び動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

株券、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利

出資による権利

不動産の信託の受益権

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産に分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（物 品）

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

公有財産に属するもの

基金に属するもの

（債 権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

（基 金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(地方債)

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

(財産区の意義及びその財産又は公の施設)

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という。)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

先進地事例

- ・ 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(平成17年3月22日合併予定)
… 丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- ・ 気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会(平成17年3月31日合併予定)
… 気仙沼市・本吉町・唐桑町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- ・ 二本松・東北達地方合併協議会(平成17年12月1日合併予定)
… 4市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- ・ 十和田市・十和田湖町合併協議会(平成17年1月1日合併予定)
… (1) 1市1町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
(2) 財産区の財産は、財産区の財産として、すべて新市に引き継ぐものとする。
- ・ 志摩地域合併協議会(平成16年10月1日合併予定)
… (1) 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
(2) 財産区の財産は、財産区の財産としてすべて新市に引き継ぐ。
- ・ 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(平成16年11月1日合併予定)
… (1) 2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
(2) 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。